

使用料・手数料の見直し（案）の概要について

1 基本的な考え方

使用料・手数料が特定の町民の特別な受益への対価である点を考慮し、新上五島町行財政改革大綱では、「受益と負担の適正化」の実現に向け、受益者負担の原則に基づき、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることにより、サービスの利用者と非利用者との費用負担の公平性を確保するとの観点から、次のような見直しを行うとしている。

(1) 原価の算定、負担割合の明確化

使用料や手数料の設定について、原価主義に基づく算定方式を採用するとともに、原価の負担割合（町費負担割合と受益者負担割合）の明確化を図る。

(2) 激変緩和措置

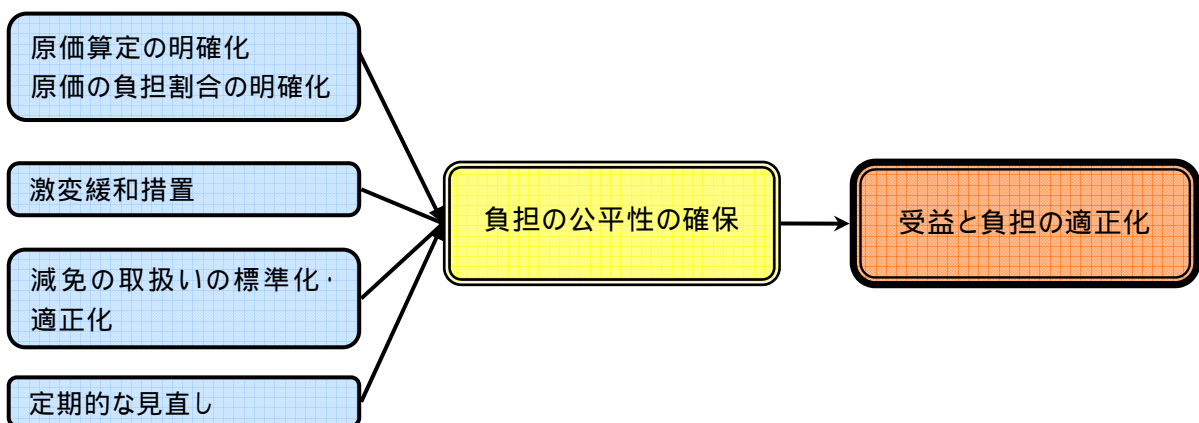
合併に伴う旧町間の格差是正分も考慮し、受益者負担の急激な変動を防ぐための措置（上限率の設置、段階的な改定）を講ずる。

(3) 減免の取扱いの標準化・適正化

過度な免除（無料を含む）や減額、利用者の固定化によって、負担の公平性が損なわれることのないよう、政策的・特例的に真にやむを得ないものに限定するため、減免対象範囲の標準化・適正化を図る。

(4) 定期的な見直し

負担の公平性を確保するため、概ね3年ごとに必要な見直しを行う。



2 原価の算定方法の明確化

(1) 原価の算定範囲

使用料	物件費等の消費的支出、維持管理に係る人件費、建物の減価償却費
手数料	経常的な事務経費、人件費

(2) 町費と受益者の原価負担割合の明確化

使用料	広く町民に及ぶ義務的なサービス	町費負担 75%	受益者負担 25%
	広く町民に及ぶが選択的なサービス	町費負担 50%	受益者負担 50%
	便益の特定、民間と競合するサービス	受益者負担 100%	
	政策的に全てを町費負担とすべきもの	町費負担 100%	
手数料	特定の人のためにする事務に要する経費の対価	受益者負担 100%	

3 激変緩和措置

値上げ幅は最大50%とする（値下げの場合も同様）。

年次の原価変動を考慮し、値上げ幅の20%以下のものは改定見送り（値下げも同様）。

4 減免の取扱いの標準化・適正化

免除対象を統一基準で整理。減額は町費と受益者の折半を基本として50%を限度とする。

現行の無料施設（新設を含む。）についても有料化の是非を検討する。

5 見直しのイメージ 別図のとおり。